

ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品の処分期間について



1 高濃度PCB使用製品の処分期間について

福岡県内にある「高濃度のPCBが含まれる製品」(※ 以下「高濃度PCB使用製品」)の処理については、下記処分期間までに原則処分を委託することが義務付けられました。

(1) 処理期限

高濃度 PCB 使用製品	処分期間の末日	特例処分期限日
廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等 (大型変圧器・コンデンサー等)	H30.3.31	H31.3.31
上記以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (安定器及び汚染物等)	R3.3.31	R4.3.31

◎ フロー図

西暦 (年度)	2017	2018	2019	2020	2021
和暦 (年度)	H29	H30	H31	R2	R3
廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等  (大型変圧器・コンデンサー等)	使用中	※ 1	廃棄物		
上記以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物  (安定器及び汚染物等)			使用中	※ 1	廃棄物

- ※1 高濃度 PCB 使用製品は、処分期間を超えた時点から所有者に廃止または廃棄の義務が課されます。
- ※2 高濃度 PCB 使用製品を特例処分期限日（処分期間の期限の1年後）までに処分することが確実であるとの届出が認められた場合、各処分期間の最高1年後まで使用および処分が猶予される場合があります。
- ※3 義務違反に対しては、改善命令、行政代執行等の対象になります。
- ※4 上記改善命令違反には罰則として「3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金」が設けられています。

(2) 処理委託

福岡県内にある「高濃度 PCB 使用製品」の処理については、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州PCB処理事業所」でのみ実施しています。

処分費用、手続などは、<http://www.jesconet.co.jp/> を参照願います。

2 低濃度PCB使用製品の処理について

上記1以外のPCB使用製品の処理については、以下のとおりとなります。

処分期間 : R9年3月末まで

処理施設 : 無害化処理認定施設等

(詳しくは環境省 HP : <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)